

第二種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。つきましては、返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号				学籍番号	提出日	西暦	年	月	日
8	1	0			生年月日	西暦	年	月	日(満歳)
大学(院)		学部	学科(科)	年次	フリガナ				
短期大学	学校				課程				
(印)									

入学年度
20 年

変更後の借用金額(予定)	0000 円
--------------	--------

※変更後の借用金額は、変更後の月額ではなく、貸与期間中に貸与される総額をご記入ください(増額分も含む)。

※本届による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。

※借用金額を訂正する場合は、「変更後の借用金額(予定)」欄の訂正方法についてを参照してください。(人的保証の場合は、本人・連帯保証人・保証人の訂正印が必要です。また、訂正金額はゼロも含めて全ての桁を上部余白に記入してください。)

■ 月額変更

希望する増額始期(注)	西暦	201 年	月	から	「希望する増額始期」については、本願(届)の提出月以降を記入してください。				
従前の奨学金月額	0000 円	希望する奨学金月額	0000 円						
変更する理由									

(注) 採用年度及び在学する課程により変更可能な月額が異なるので、裏面「第二種奨学金の変更可能月額一覧表」を参照してください。

■ 保証制度

※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

□ 人的保証	私は、上記の貸与月額の増額を承認し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで本人と連帯して保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。				
	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(昭和・平成) 生年月日 年 月 日</td> </tr> </table> <p>機構届出の連帯保証人(自署)</p>	住所	電話番号	氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日
住所	電話番号				
氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日				
※ 左欄を記入し、それぞれ印鑑証明書を添付	私は、上記の貸与月額の増額を承認し、記載の奨学生番号によって本人が負担する一切の債務につき、奨学金の返還の完了まで保証し、関係法令及び返還誓約書等にしたがって債務履行の責を負います。				
	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>(昭和・平成) 生年月日 年 月 日</td> </tr> </table> <p>機構届出の保証人(自署)</p>	住所	電話番号	氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日
住所	電話番号				
氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日				
□ 機関保証	今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。				

■ 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人	住所	電話番号
	氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日
	住所	電話番号
	氏名	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 年 月 日

● 学校記入欄(必須)

返還誓約書機構提出(☑を記入)	□ 済
-----------------	-----

※返還誓約書提出の上、「済」にチェックをしてご提出ください。

学校名	職印	学校番号	区分	電話番号(担当者名)
学校長	
(関係部課長)	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。